

古物営業法施行規則の改正について

近年、金属類を被害品とする金属盗が急増しており、被害品の中には古物に該当する金属製物品も含まれるところでもあります。

また、盗品たる金属製物品が1万円未満で取引されている実態もみられることから、特に盗難被害が多い金属製物品の古物取引市場への流入を防止するため、古物営業法施行規則が改正されることになりました。

改正に伴い、「取引の相手方の本人確認義務」、「取引時の帳簿への記載義務」の対象が一部変更されておりますのでご注意ください。

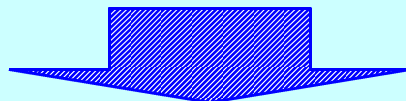


法令の概要

【改正前】

- 古物営業法では、古物商に対して「取引の相手方の本人確認義務」「取引時の帳簿等への記載義務」を課している一方、1万円未満の取引においては当該義務を免除。
- 盗難等の被害が多く古物市場への盗品等の流入が多い一部の物品（※）については、例外的に取引金額の多寡にかかわらず、本人確認義務等を免除しない。

※ 現行規定上の対象物品 … オートバイ、コンピューターゲームソフト、CD・DVD類、書籍



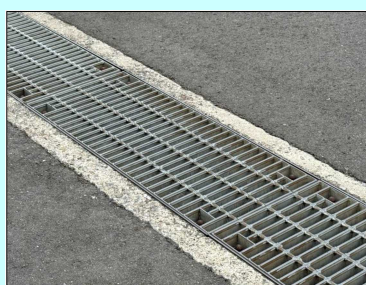
【改正後】

金属盗情勢を踏まえ、以下の金属製物品についても、取引金額の多寡にかかわらず、本人確認義務等の対象となるよう規則を改正。

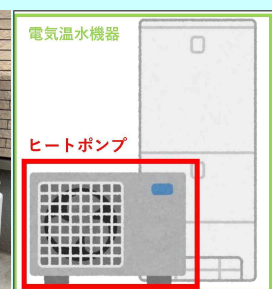
電線



グレーチング
(金属製のものに限る。)



エアコンディショナーの室外ユニット
及び電気温水機器のヒートポンプ



問合せ先 北海道警察本部生活安全部保安課質屋・古物係
(代表) 011-251-0110 内線 3137